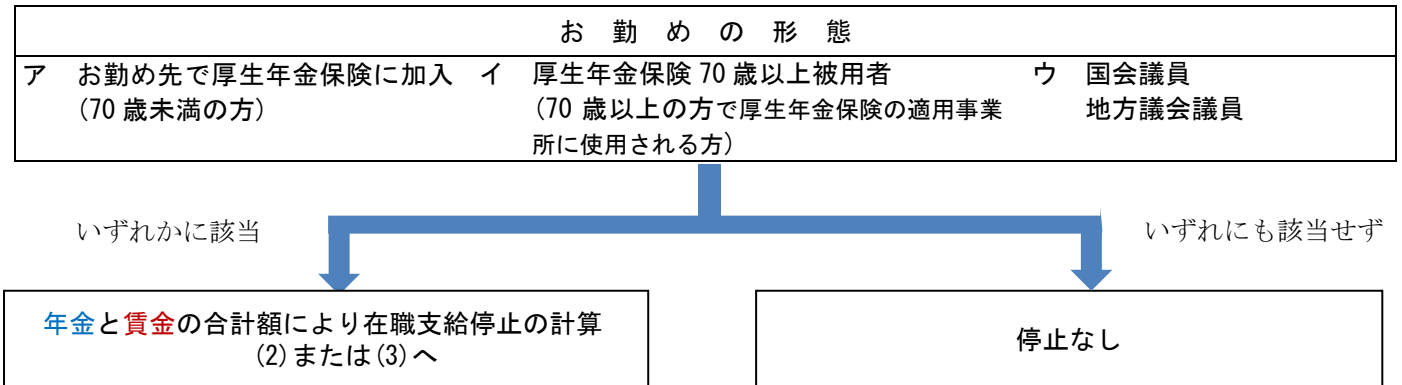


再就職している皆様へ

1 お勤めされている間の年金の停止(在職支給停止)について

(1) お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。

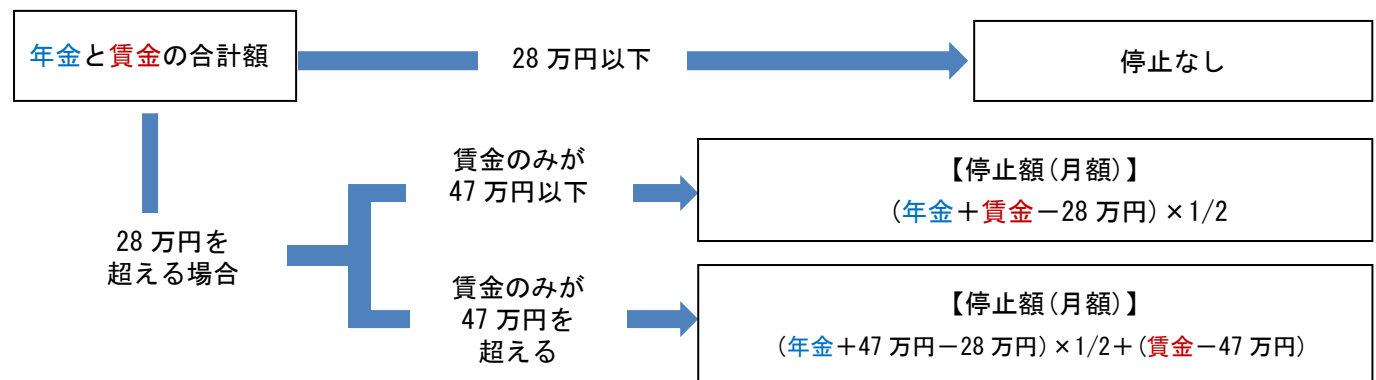


<p>年金 (退職共済年金+老齢厚生年金) × 1/12</p> <p>職域年金相当部分(経過的職域加算額)、 経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。</p>	<p>賃金 標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)</p> <p>標準報酬月額及び直近1年間の標準賞与額は次項をご参照 ください。※</p>
--	---

※ 70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

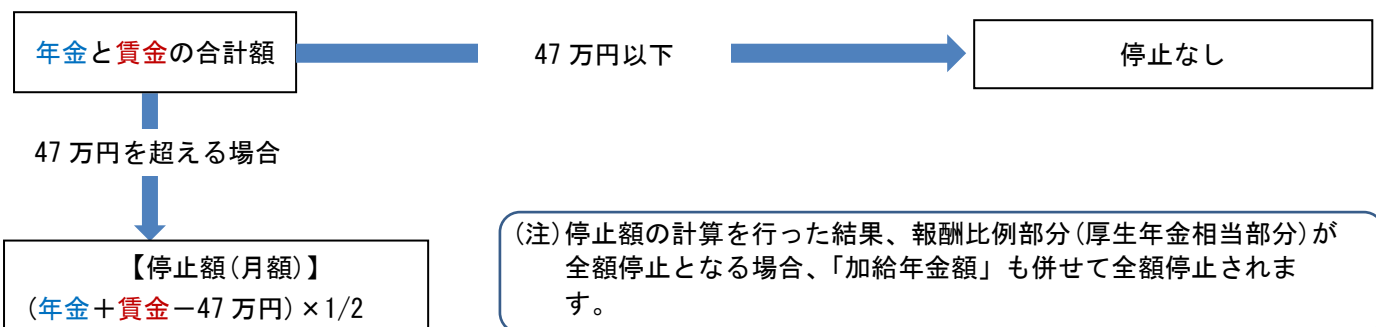
(2) 65歳未満の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が28万円を超えると、年金の全部または一部が停止されます。



(3) 65歳以上の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が47万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。



2 標準報酬月額について

(1) 標準報酬月額

- ・基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
- ・1等級(8万8千円)～32等級(65万円)に区分された等級の金額です。
- ・毎年、事業主(勤務先)から年金事務所へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
- ・定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。

	適用される標準報酬月額	適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額の平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から ・6月以前の改定…当年8月まで ・7月以後の改定…翌年8月まで

※ 標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

(2) 給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構等から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

3 直近1年間の標準賞与額について

(1) 標準賞与額

- ・名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- ・その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

(2) 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■ 標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース) ※ が賞与支給月

令和2年								令和3年								
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
㉗								㉘								
㉙												㉚				
㉛																

〔 令和3年6月支給期(4・5月分)の在職支給停止の計算に使用する標準賞与額の範囲 〕

〔 令和3年8月支給期(6・7月分)の在職支給停止の計算に使用する標準賞与額の範囲 〕

4月分㉗の範囲(令和2年5月～令和3年4月の賞与が対象)

6月分㉘の範囲(令和2年7月～令和3年6月の賞与が対象)

5月分㉙の範囲(令和2年6月～令和3年5月の賞与が対象)

7月分㉚の範囲(令和2年8月～令和3年7月の賞与が対象)

(注) 令和3年8月支給期において、日本年金機構等から令和3年6月の標準賞与額の情報提供が遅れている場合は、令和2年6月と12月の標準賞与額(㉙の範囲)を仮に使用して在職支給停止を計算し、令和3年10月支給期以降に差額を調整します。

4 在職支給停止額の試算について

あくまでも試算となりますが、次のエクセルファイルで試算可能ですので参考にしてください。
また、端数処理の関係で数字が合わないこともありますので、ご承知おきください。

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の方は[こちら](#)

65歳以上の本来支給の老齢厚生年金の方は[こちら](#)

※平成27年9月30日までに決定された退職共済年金を受給している方については、対応しておりません。